

令和5年3月27日

令和4年度第12回大崎市農業委員会総会  
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和5年3月27日（月）

午後1時30分開会～午後3時5分閉会

2. 場 所

宮城県大崎合同庁舎 1階大会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

議案第72号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第73号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第74号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第75号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第76号 非農地証明願について

4. 協議事項

1) 農政

報告（1） 農業振興に係る意見交換会の報告について

協議（10） 大崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について

2) 企画

報告（1） 農業委員会だより第31号の発刊について

協議（1） 令和5年度一日女性農業委員会の開催について

3) その他

協議（1） 大崎市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準について

5. 出席委員(22名)

1番 小 関 芳 樹 委員

2番 櫻 井 正 幸 委員

4番 佐藤 裕之 委員	5番 齋藤 真理子 委員
6番 佐々木 正彦 委員	7番 布塚 幸子 委員
8番 鈴木 淳也 委員	9番 菅原 ひろみ 委員
11番 中鉢 守 委員	12番 渋谷 裕子 委員
13番 高橋 英理子 委員	14番 佐々木 俊通 委員
15番 下山 信行 委員	16番 只埜 和臣 委員
17番 菅原 まり子 委員	18番 高橋 順子 委員
19番 中條 泰洋 委員	20番 菅原 清一 委員
22番 鈴木 至 委員	24番 齋藤 浩義 委員
25番 熊谷 安正 委員	26番 佐々木 政直 委員

6. 欠席委員(3名)

10番 横山 藏人 委員	21番 小野寺 正晃 委員
23番 佐々木 涉 委員	

7. 遅刻委員(なし)

8. 議案提案者

会長 佐々木 政直

9. 出席職員

事務局長	千葉 晃一	事務局次長	藤本 将寛
事務局長補佐	真田 賢一	主事	平山 泰揮
主事	勝又 朝美	再任主査	門間 道浩
主査	堀越 拓磨	事務所長	佐々木 賢
主幹兼係長	大沼 淳子	主事	千葉 悠太
主事	大森 彬		

午後1時30分開会

事務局(真田賢一事務局長補佐)

ただいまから、令和4年度第12回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会にあたりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくお願ひいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、10番横山藏人委員、21番小野寺正晃委員、23番佐々木渉委員でございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和4年度第12回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。15番下山信行委員、16番只埜和臣委員にお願ひいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、真田賢一事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願ひいたします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願ひます。

事務局（門間道浩再任主査）

[報告 1～3 の説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告 1 から報告 3 の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第 72 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について、番号 343 番から 382 番までの 40 か件のうち、番号 379 番の 1 件は、議案第 73 号番号 249 番と関連することから、この 1 件を議案第 73 号で併せて審議してよろしいかお諮りします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 72 号番号 343 番から 382 番までの 40 か件のうち、議案第 73 号で併せて審議する番号 379 番の 1 件を除いた番号 343 番から 382 番までの 39 件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 72 号番号 343 番から 382 番までの 39 件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。22 番委員。

22 番（鈴木至委員）

22 番です。番号 372 番から 377 番について質問いたします。番号 372 番の譲渡人と譲受人は家族であると推測され、使用貸借になることは理解できますが、番号 376 番と 377 番も使用貸借になる理由を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（勝又朝美主事）

番号 372 番の譲渡人と譲受人は 22 番委員がおっしゃる通り、親子関係となります。番号 376 番と 377 番については、条件が悪い土地ではあるが、譲受人に耕

作をしてほしいという理由で、使用貸借契約となりました。

元々は、番号 372 番の譲渡人が番号 376 番、377 番の譲渡人と使用貸借契約を結んでいましたが、この度、番号 372 番の譲渡人の息子と使用貸借契約を結ぶこととなりました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

22 番委員。

22 番（鈴木至委員）

了解しました。

番号 380 番から 382 番についてご質問いたします。譲受人が自治体となりますが、この農地はどのような土地でしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（勝又朝美主事）

こちらは市が所有する採草地となっております。

議長（佐々木政直会長）

22 番委員。

22 番（鈴木至委員）

貸借契約の金額について、算定方法はわかりますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（藤本将寛事務局次長）

こちらの申請地は元々、市営牧場であり、所管の鳴子総合支所地域振興課が引き続き牧場として貸し出すというもので、これまでの賃料をもとに算定したものととなります。

議長（佐々木政直会長）

22 番委員、よろしいですか。。

22 番（鈴木至委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第72号番号343番から382番までの39か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第72号番号343番から382番までの40か件のうち、議案第73号で併せて審議する番号379番の1か件を除いた番号343番から382番までの39か件について、許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第73号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号243番から249番までの7か件と、関連する議案第72号番号379番の1か件について、併せて審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。3月24日金曜日午前9時より、11番委員、12番委員、13番委員、14番委員、15番委員の5名と事務局2名で2班に分かれ、現地調査をしてまいりましたので、調査報告いたします。番号243番を13番委員、報告をお願いいたします。

13番（高橋英理子委員）

13番です。番号243番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネルを設置するものです。申請地周辺の状況は、国道に面し、田畑に囲まれた場所で、南側が道路と畑、その他三方が田でございました。申請地の管理状況は、作付けされた跡があり、きれいに管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は農業用水路の利用と自然浸透による処理で

問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号244番と245番を14番委員，報告をお願いします。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号244番を報告します。転用目的は，アパート用地造成でアパート2棟，メゾネット1棟，駐車場18台分を設置するものです。申請地周辺の状況は，水田地帯の一画で宅地に隣接しており，北側が宅地，その他三方が田でございました。申請地の管理状況は，水稻作付け後に耕起された跡がございました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は南側にU字溝を新設し，生活排水は浄化槽を利用します。土砂流出対策は土留め擁壁を設置することで問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号245番を報告いたします。転用目的は，駐車場5台分，その他通路等として利用するものです。申請地周辺の状況は，東側と南側が宅地，西が田，北側が畑でございました。申請地の管理状況は，定期的に除草管理されておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は北側U字溝を利用し，土砂流出については，平坦な住宅地であるため問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号246番から248番を15番委員，報告をお願いします。

15番（下山信行委員）

15番です。番号246番を報告いたします。転用目的は，太陽光発電パネルを設置するものです。申請地周辺の状況は，宅地と農地に囲まれた一画で，東側が山林，西側が田と畑，南側が田，北側が道路を挟んで宅地でございました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分は，中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で，転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は自然浸透で処理し，土砂流出対策については，土留め擁壁を設置するとのことで問題ないものと見てまいりました。



続きまして、番号247番を報告いたします。転用目的は、建売住宅6棟、駐車場18台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、西側が畑、その他三方が田でございました。申請地の管理状況は、耕作等はされていなく、多少雑草が生えておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水は北側のU字溝に流し、生活排水は公共下水道を利用することで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策は、申請地外周にL型擁壁を設置するとのことです。

続きまして、番号248番を報告いたします。転用目的は、建売住宅6棟、駐車場18台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と南側が田、西側が畑、北側が道路を挟んで宅地となります。申請地の管理状況は、水稻作付け後に耕作された跡がございました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水はU字溝に流し、生活排水は公共下水道を利用することで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策は、申請地外周にL型擁壁を設置するとのことです。

19番（中條泰洋委員）

番号249番を12番委員、報告をお願いします。

12番（渋谷裕子委員）

12番です。番号249番を報告いたします。転用目的は、営農型太陽光発電パネル架台支柱7,888本を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と西側が山林、南側と北側が田でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は農振農用地で、原則転用不許可だが、3年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第73号番号243番から249番までの7か件と、関連する議案第72号番号379番の1か件について、併せて質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第73号番号243番から249番までの7か件について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、関連する議案第72号番号379番の1か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第73号番号243番から249番までの7か件について意見相当と認め、県に進達します。また、関連する議案第72号番号379番の1か件について許可と決定し、農地法第5条第1項の許可が県より交付されると同時に許可書を交付するものとします。

議長（佐々木政直会長）

議案第74号農地転用事業計画変更承認申請について、番号41番から54番までの14か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第74号番号41番から54番までの14か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第74号番号41番から54番までの14か件について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第74号番号41番から54番までの14か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第75号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、番号748番から772番までの25か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第75号番号748番から772番までの25か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第75号番号748番から772番までの25か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第75号番号748番から772番までの25か件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第76号非農地証明願について、番号11番と12番の2か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（門間道浩再任主査）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは現地調査報告いたします。番号11番と12番を11番委員、報告をお願いします。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号11番を報告いたします。申請地の状況は、砂利が敷かれ、車庫と資材置場がございました。申請地周辺の状況は、東側が畑、南側が道路、西側

と北側が宅地でございました。20年以上経過していることの証明としまして、平成14年より雑種地として課税されている記録がございました。

続きまして、番号12番を報告いたします。申請地の状況は、居宅への進入路でございました。申請地周辺の状況は、東側と西側が田、南側が市道、北側が宅地でございました。20年以上経過していることの証明としまして、昭和28年の居宅新築の記録があり、居宅への進入路は当該申請地しかなく、新築時より利用してきたものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第76号番号11番と12番の2か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第76号番号11番と12番の2か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第76号番号11番と12番の2か件について、農地法の適用を受けないことを証明いたします。これで、審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次第の8協議事項に入ります。はじめに、農政の報告（1）農業振興に係る意見交換会について、事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

11番委員、意見交換会について報告願います。

11番（中鉢守委員）

〔報告〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局及び11番委員より説明がありましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の報告（1）農業振興に係る意見交換会については終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、農政の協議（10）大崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について、事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局より説明がありましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の協議（10）大崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正については、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（10）大崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、企画の報告（1）農業委員会だより第31号の発刊について、事務局より説明願います。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局より説明がありましたが、何か確認しておきたいことはござ

いませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の報告（１）農業委員会だより第 31 号の発刊については終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、企画の協議（１）令和 5 年度一日女性農業委員会の開催について、事務局より説明願います。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の協議（１）令和 5 年度一日女性農業委員会の開催については、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、企画の協議（１）令和 5 年度一日女性農業委員会の開催については、原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、その他の協議（１）大崎市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準について、事務局より説明願います。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、その他の協議（１）大崎市農業委員会におけるタブレット型端末機

に関する運用基準については、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、その他の協議（１）大崎市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準については、原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（千葉晃一事務局長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

事務局、委員から報告並びに連絡事項はありますか。事務局。

事務局（平山泰揮主事）

〔連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。事務局。

事務局（千葉晃一事務局長）

〔連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか事務局、委員から報告並びに連絡事項はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜りまして、厚く御礼申し上げます。これで議長の座を降りさせていただきたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これをもちまして、令和４年度第１２回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後 3 時 5 分閉会



上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月27日

会 長 佐々木 政 直

委 員 下 山 信 行

委 員 只 埜 和 臣